

平成30年度版  
学位申請の手引  
(博士後期課程)

筑波大学  
図書館情報メディア研究科  
平成30年4月  
(平成30年4月18日改訂版)

博士後期課程修了者にかかる学位論文審査日程

2018/4/1

	3月修了の標準的日程	毎月	事項	審議会	審査委員会	提出物	部数
予備審査関係	2018年10月3日 ～ 2018年10月5日	別表のとおり	(学生) 予備審査論文及び関連書類の提出締切り			①予備審査願 ②学位申請予定学位論文 ③学位申請予定学位論文の概要(日本語または英語) ④学位申請予定学位論文目録 ⑤核となる論文の別刷又はコピー ⑥履歴書 ⑦承諾書  予備審査の参考となる資料がある場合は各1部	①:1部 ②:5部 ③:1部 ④:1部 ⑤:5部 ⑥:1部 ⑦:1部
	2018年10月10日	第2水曜日	(研究指導担当教員) 予備審査委員名の提出			①委員名簿 ②学外者の場合、履歴と業績	
	2018年10月17日	第3水曜日	予備審査委員会設置の審議	研究科運営委員会			
	2018年11月		予備審査				
	2018年12月12日	第2水曜日	(研究指導担当教員) 予備審査審議結果の提出及び本審査委員会委員名の提出			①学位論文予備審査報告書(サイン済み) ②本審査委員名簿 ③学外者の場合、履歴と業績(予備審査と同じ場合は不要)	
	2018年12月19日	第3水曜日	予備審査審議結果と本審査委員会設置の審議	研究科運営委員会			
本審査関係	2019年1月4日 及び 2019年1月7日 ～ 2019年1月8日	別表のとおり	(学生) 学位論文及び関係書類提出締切り		学位論文審査委員会	①学位論文審査願 ②学位論文 ③学位論文概要(日本語) ④学位論文概要(英語) ⑤学位論文目録 ⑥核となる論文の別刷又はコピー ⑦インターネット公表に関する申出書 ⑧論文公正に関する報告書	①:1部 ②:5部 ③:1部 ④:1部 ⑤:1部 ⑥:2部 ⑦:1部 ⑧:1部
	2019年1月中旬	発表会の2週間前まで	(研究指導担当教員) 最終発表会の日程決定と連絡				
	2019年2月上旬		最終発表と最終審査(最終発表会)				
	2019年2月13日	第2水曜日	(研究指導担当教員)			①最終審査結果報告書(サイン済み)	
	2019年2月20日	第3水曜日	学位論文審査結果の審議と課程修了審議  (3月の学位授与のみ研究科運営委員会審議は、2月)	研究科運営委員会		①学位論文審査報告書 ②学位論文【確定版】(回覧) ③学位論文目録(回覧) ④核となる論文の別刷又はコピー(回覧) ※②の簡易版を2部(研究指導担当教員)準備 ※③、④の2部は大学院教務で準備する	
	2019年3月25日	毎月末	学位授与日			学位授与日までに恒久保存用学位論文1部を保存したインターネット公表用のCD1枚を提出すること	
	2019年3月25日	学期末	学位記授与式				

[別表]

予備審査及び学位論文審査に係る関係書類提出期日

提出月	提出期日
2018年4月	4日(水)・5日(木)・6日(金)
2018年5月	2日(水)・7日(月)・8日(火)
2018年6月	6日(水)・7日(木)・8日(金)
2018年7月	4日(水)・5日(木)・6日(金)
2018年8月※	1日(水)・2日(木)・3日(金)
2018年9月	5日(水)・6日(木)・7日(金)
2018年10月	3日(水)・4日(木)・5日(金)
2018年11月	1日(木)・2日(金)・5日(月)
2018年12月	5日(水)・6日(木)・7日(金)
2019年1月	4日(金)・7日(月)・8日(火)
2019年2月	6日(水)・7日(木)・8日(金)
2019年3月	6日(水)・7日(木)・8日(金)

上記期限内に持参または郵送(必着)とする。

※学位論文審査に係る関係書類のみ提出可

## 学位申請の手引 (博士後期課程)

学位論文の審査（最終試験等を含む。以下「論文審査等」という。）を申請する場合は、この手引に従って手続きを行う。

### 1 博士の学位（課程修了による学位）

#### (1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学位は、筑波大学大学院学則で規定する課程の目的を充足したうえで、図書館情報学又は情報学分野において、それぞれ定められた能力を有することが最終試験において認定された者に授与される。図書館情報メディア研究科（以下「本研究科」という。）で授与される博士の学位は図書館情報学又は情報学である。

#### (2) 学位論文の条件

博士の学位とは、研究者として自立して研究する能力を有している者に授与される学位のことである。このため、本研究科博士後期課程（以下「本博士後期課程」という。）では、博士の学位が授与されるために、英語もしくは日本語による単著の学位論文の提出を義務付け、その学位論文には適切な研究方法を用いた新たな知見の記述を求めている。なお、学位論文は査読制度のある学術雑誌に掲載された2本以上の論文をもとにまとめることを条件としている。

#### (論文審査の基準)

学位論文は当該研究分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な研究能力を示す論文であること。

#### (3) 学位論文審査を受けるための条件

- 1) 中間発表を終了していること（予備審査申請の3か月前までに終了）
- 2) 博士後期課程に3年以上在学していること（学位授与時点）
- 3) 博士後期課程の単位を10単位以上取得していること（学位授与時点）

#### 【平成26年度以前入学者】

- ・講義科目2科目（4単位）：うち1科目は所属する教育研究分野から選択
- ・特別実験A（必修科目）：研究指導担当教員の科目を履修
- ・特別実験B（必修科目）：研究指導担当教員の科目を履修
- ただし、特別実験Aと特別実験Bの同一期の同一時間帯の履修は不可。
- ・総合特別実験I（必修科目）：副研究指導担当教員の科目を履修
- ・総合特別実験II（必修科目）：総合特別実験Iとは異なる副研究指導担当教員の科目を履修

#### 【平成27年度以降入学者】

- ・講義科目2科目（4単位）：02MA1, 02MA3, 02MA5, 02MA7 で始まる科目を選択

- ・演習科目6科目（必修科目）（6単位）：
  - ・情報メディア特別演習 Ia（研究指導担当教員）
  - ・情報メディア特別演習 Ib（研究指導担当教員）
  - ・情報メディア特別演習 IIa（副研究指導担当教員 a）
  - ・情報メディア特別演習 IIb（副研究指導担当教員 b）
  - ・情報メディア特別演習 IIIa（研究指導担当教員）
  - ・情報メディア特別演習 IIIb（研究指導担当教員）

- 4) 予備審査に合格していること
- 5) 学位授与日まで本博士後期課程に在学していること

＊ 中間発表の条件

本博士後期課程に1年以上在学した者は、博士論文の進捗状況についての中間発表を行う。原則として6月、10月及び2月の第1水曜日に開催する。発表者は自分の研究の進捗状況に応じて日程を選んで発表する。発表は、研究目的、研究方法や進捗状況等について、質疑応答を含めて60分程度とする。

＊ 在学年限が3年未満の者で早期修了適用の条件

優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（大学院設置基準第3条第3項又は第16条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者、並びに専門職大学院設置基準第2条第2項又は第3条第1項の規定による標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者）にあっては、当該課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。なお、在学期間に係る適用を希望する者は、「2 博士の学位（早期修了による学位）（6頁）」を参照すること。

#### （4）予備審査の申請要件

予備審査を受けるためには、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 1) 学位論文の核となる論文2本以上が、予備審査終了時まで、査読制度のある学術雑誌に掲載又は掲載予定として受理されていること（学位論文の核となる論文は、申請者の単著又は主たる著者であるフルペーパーに相当する査読付き論文とする）。
- 2) 中間発表を実施後、3か月以上が経過していること。

＊ 核となる論文のうち1本以上は、本博士後期課程に入学後に投稿し受理されたものであることが望ましい。なお、学位論文の核となる論文の1本が受理済み、もう1本が投稿中の場合でも予備審査の申請を認める。この場合、投稿中の論文が予備審査終了までに受理されないと、予備審査は不合格となる。

＊ 学位論文の核となる論文のうち1本については、査読付き国際会議論文や査読付き紀要論文等で可とする。

＊ 査読制度のある学術雑誌であっても、IBM Journal などの単一組織の機関誌に掲載された論文は査読付き紀要論文相当とする。

＊ 学術雑誌に掲載された論文であっても、「解説」は学位論文の核となる論文に含めることはできない。

＊ 核となる論文の言語は英語もしくは日本語とする。

## (5) 予備審査

予備審査は、学位論文の審査に先立って、正副研究指導担当教員を含む5人からなる学位論文予備審査委員会により、論文が学位論文にふさわしいかを検討する場である。予備審査の過程で、申請者は指摘された問題点を踏まえて論文の修正を行う。この修正によって、学位論文としてふさわしい水準に達したと認められた場合に合格の判定がくだされる。予備審査は、申請者が退学した場合は終了する。合格者は、判定後すみやかに学位論文の審査を申請する。

- \* 研究科運営委員会が予備審査合格を認定した日から3か月以内に本審査の申請を行わない場合は、再度、予備審査となる。
- \* 博士後期課程在学中に研究科運営委員会が予備審査合格を認定し、その後退学した場合には、認定した日から3か月以内に論文博士の本審査を申請した場合は、研究科運営委員会において承認のうえ、論文博士での予備審査に代えることができる。

学位論文の予備審査を受けようとする者は、次の書類を添えて、毎月あらかじめ指定された日に、図書館情報メディア研究科長（以下「研究科長」という。）に審査を願い出る。

- \* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務

① 予備審査願（別記様式－後予1）	1部
② 学位申請予定学位論文	5部
③ 学位申請予定学位論文の概要〔日本語〕（別記様式－後予3） 又は学位申請予定学位論文の概要〔英語〕（別記様式－後予4）	1部
④ 学位申請予定学位論文目録（別記様式－後予5）	1部
⑤ 核となる論文の別刷又はコピー	各5部
⑥ 履歴書（別記様式－後予6）	1部
⑦ 承諾書（別記様式－後予7）	各1部
⑧ その他予備審査の参考となる資料がある場合	各1部

- \* 学位申請予定学位論文目録は、自分が執筆した下記の1)～2)に該当する論文のリストである。学位申請予定学位論文目録は「Iの3(19頁)」を参照のうえ作成する。

- 1) 査読制度のある学術雑誌に公表又は採録が決定された査読付き論文
- 2) 査読制度のある国際会議録に公表又は採録が決定された査読付き論文

- \* 学位論文の核となる論文が査読付きであることがわかる書類を用意し、上記の審査書類に添付すること。未掲載の場合、採録を証明する書類を添付すること。

## (6) 予備審査の方法

- 1) 予備審査は、学位申請予定学位論文ごとに設置される学位論文予備審査委員会が行い、1年以内に合否を判定する。
- 2) 申請者は、論文発表会で学位申請予定学位論文の主要な点について発表を行う。
- 3) 学位論文予備審査委員会では、下記の点を確認し、予備審査報告書に明記する。
  - ・「学位論文の核となる論文」の査読制度について
  - ・承諾書の内容
  - ・査読付き論文としての代替可能性（該当者のみ）
  - ・題目変更の可能性

## (7) 学位論文審査の申請

学位申請予定学位論文が予備審査に合格した場合、学位論文審査を申請できる。学位論文の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて毎月あらかじめ指定された日に、研究科長に審査を願い出る。

\* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務

① 学位論文審査願（別記様式－後1）	1部
② 学位論文	5部
③ 学位論文概要〔日本語〕（別記様式－後2）	1部
④ 学位論文概要〔英語〕（別記様式－後3）	1部
⑤ 学位論文目録（別記様式－後4）	1部
⑥ 核となる論文の別刷又はコピー	各2部
⑦ インターネット公表に関する申出書（別記様式－後10）	1部
⑧ 論文公正に関する報告書（別記様式－後13）	1部

## (8) 論文審査の方法

論文は、科外有識者（学内の他研究科の教員、他大学の大学院担当教員、研究機関等の研究者）1名以上と正副研究指導担当教員を含む5人又は6人からなる学位論文審査委員会によって、学位論文としてふさわしいかどうか審査される。論文審査は、予備審査で厳密なチェックを受けたことを前提に、短期間で「合格」か「不合格」を判定する場であり、「論文の書き直し」や「修正条件がついた合格」は認めず、論文に大幅な書き直しが必要な場合は「不合格」と判定する。

- 1) 学位論文ごとに設置される学位論文審査委員会が論文を審査する。
- 2) 公開による最終発表会を行う。発表は質疑応答を含めて60分程度とする。
- 3) 最終発表会の日時は10日前までに公示する。
- 4) 最終発表会後に最終試験を行う。最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、口述又は筆記で行う。試験は非公開で60分以上とする。

## (9) 学位授与

学位論文審査に合格した者に学位を授与する。学位授与日は研究科運営委員会で合格と判定された月の末日となる（ただし、3月の学位授与は2月の研究科運営委員会における審議を最終判定日とする）。在学期間、修得単位などの条件がそろわない場合は学位授与が保留となる。

学位授与日までに恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用 CD1枚を提出する。これが提出されない場合も学位授与が保留となる。

## (10) 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に論文の全文をインターネット公表しなければならない。

なお、出版刊行予定や多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載予定等の「やむを得ない事由」によりインターネット公表に支障がある場合は、申出書にもとづき、研究科運営委員会がインターネット公表の適否を判断する。承認された場合は、内規に定める承認書と併せて、承認期間を明記した「図書館情報メディア研究科における学位論文インターネット公表猶予に



関する回答書」(様式1)を交付する。ここで承認される期間は、学位取得日から起算して1年を経過後の年度末までとする。

公表できない事由が解消した時点で速やかに「インターネット公表猶予事由解消届」(様式2)を提出する。

また、承認された公表猶予期間内に猶予事由が解消しない場合は、当該年度の2月末日までに「インターネット公表猶予延長願」(様式3)を提出するものとし、提出が無い場合は、翌年度の4月1日をもって学位論文の全文を公開する。

「インターネット公表猶予延長願」(様式3)が提出された場合は、最大で1年間の更なる延長の可否を審議し、結果を(様式1)で交付する。ただし、公表を猶予できる期間は、最大で学位取得日から起算して3年を経過後の年度末までとする。

インターネット公表猶予の可否にかかわらず、恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用CDは学位授与日までに提出する。

また、研究科運営委員会がインターネット公表について「やむを得ない事由」に相当すると承認した場合には、全文公表に代えて公表する論文の要約を入れたCDも併せて提出する。

猶予期間は論文の全文に代えて論文内容の要約を公表する。ただし、この場合においても、本学に対して論文全文の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

また、学位論文の公表を可と申し出た場合であっても、公表予定日の2か月前までであれば、「インターネット公表に関する申出書」によって、公表の猶予を申し出ることができる。猶予の可否は直近に開催される研究科運営委員会で審議する。なお、既に公開された学位論文は、その公開を取りやめることはできない。

### (11) 注意

虚偽の申請、論文の盗作などが発覚した場合、予備審査及び学位論文審査は中止となる。学位授与後に発覚した場合は、学位取り消しとなる。どちらも懲戒処分の対象となる。

## 2 博士の学位（早期修了による学位）

優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（大学院設置基準第3条第3項又は第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者、並びに専門職大学院設置基準第2条第2項又は第3条第1項の規定による標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者）にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年以上在学すればたりるものとする。

早期修了の申請は3年次9月まで（早期修了の認定は12月まで）とする。所定の期限までに合否判定ができない場合、通常の修了プロセスに移行する。

### （1）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学位は、筑波大学大学院学則で規定する課程の目的を充足したうえで、図書館情報学又は情報学分野において、それぞれ定められた能力を有することが最終試験において認定された者に授与される。本研究科で授与される博士の学位は図書館情報学又は情報学である。

### （2）学位論文の条件

博士の学位とは、研究者として自立して研究する能力を有している者に授与される学位のことである。このため、本博士後期課程では、博士の学位が授与されるために、英語もしくは日本語による単著の学位論文の提出を義務付け、その学位論文には適切な研究方法を用いた新たな知見の記述を求めている。なお、学位論文は査読制度のある学術雑誌に掲載された2本以上の論文をもとにまとめることを条件としている。

#### （論文審査の基準）

学位論文は当該研究分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な研究能力を示す論文であること。

### （3）学位論文審査を受けるための条件

- 1) 中間発表を終了していること（予備審査申請の3か月前までに終了）
- 2) 博士後期課程の単位を10単位以上取得していること（学位授与時点）

早期修了希望者は、授業を行う年次の設定にかかわらず、課程修了の要件を満たす授業科目を履修できるものとする。この場合、事前に研究指導担当教員及び専攻長に早期修了の適用を希望することを届け出るものとする。

#### 【平成26年度以前入学者】

- ・講義科目2科目（4単位）：うち1科目は所属する教育研究分野から選択
- ・特別実験A（必修科目）：研究指導担当教員の科目を履修
- ・特別実験B（必修科目）：研究指導担当教員の科目を履修  
ただし、特別実験Aと特別実験Bの同一期の同一時間帯の履修は不可。
- ・総合特別実験I（必修科目）：副研究指導担当教員の科目を履修
- ・総合特別実験II（必修科目）：総合特別実験Iとは異なる副研究指導担当教員の科目を履修

#### 【平成27年度以降入学者】

- ・講義科目2科目（4単位）：02MA1, 02MA3, 02MA5, 02MA7 で始まる科目を選択
- ・演習科目6科目（必修科目）（6単位）：



- ・情報メディア特別演習 Ia (研究指導担当教員)
- ・情報メディア特別演習 Ib (研究指導担当教員)
- ・情報メディア特別演習 IIa (副研究指導担当教員 a)
- ・情報メディア特別演習 IIb (副研究指導担当教員 b)
- ・情報メディア特別演習 IIIa (研究指導担当教員)
- ・情報メディア特別演習 IIIb (研究指導担当教員)

### 3) 予備審査に合格していること

#### \* 中間発表の条件

本博士後期課程に6か月以上在学した者は、博士論文の進捗状況についての中間発表を行う。原則として10月、2月及び6月の第1水曜日に開催する。発表者は自分の研究の進捗状況に応じて日程を選んで発表する。発表は、研究目的、研究方法や進捗状況等について、質疑応答を含めて60分程度とする。

- \* 在学1年以内に中間発表を行う場合は、学位論文の核となる論文1本以上が査読制度のある学術雑誌に掲載又は掲載予定として受理されていること。核となる論文については、4) 予備審査の申請要件を参照のこと。

### (4) 予備審査の申請要件

予備審査を受けるためには、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 1) 学位論文の核となる論文2本以上が、査読制度のある学術雑誌に掲載又は掲載予定として受理されていること(学位論文の核となる論文は、申請者の単著又は主たる著者であるフルペーパーに相当する査読付き論文とする)。
  - 2) 中間発表を実施後、3か月以上が経過していること。
- \* 核となる論文のうち1本以上は、本博士後期課程に入学後に投稿し受理されたものであること。
  - \* 早期修了には学術雑誌論文2本以上が必要だが、学術雑誌論文1本かつ査読付き国際会議論文2本でも可とする。
  - \* 査読制度のある学術雑誌であっても、IBM Journalなどの単一組織の機関誌に掲載された論文は査読付き紀要論文相当とする。
  - \* 学術雑誌に掲載された論文であっても、「解説」は学術論文の核となる論文に含めることはできない。
  - \* 核となる論文の言語は英語もしくは日本語とする。

### (5) 予備審査

予備審査は、学位論文の審査に先立って、正副研究指導担当教員を含む5人からなる学位論文予備審査委員会により、論文が学位論文にふさわしいかを検討する場である。予備審査の過程で、申請者は指摘された問題点を踏まえて論文の修正を行う。この修正によって、学位論文としてふさわしい水準に達したと認められた場合に合格の判定がくだされる。予備審査は、申請者が退学した場合は終了する。合格者は、判定後すみやかに学位論文の審査を申請する。

- \* 研究科運営委員会が予備審査合格を認定した日から3か月以内に本審査の申請を行わない場合は、再度、予備審査となる。

学位論文の予備審査を受けようとする者は、次の書類を添えて、毎月あらかじめ指定された日に研究科長に審査を願い出る。

- \* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務

① 早期修了資格審査願（別記様式－後早1）	1部
② 履修状況証明書（別記様式－後早2）	1部
③ 予備審査願（別記様式－後予1）	1部
④ 学位申請予定学位論文	5部
⑤ 学位申請予定学位論文の概要〔日本語〕（別記様式－後予3） 又は学位申請予定学位論文の概要〔英語〕（別記様式－後予4）	1部
⑥ 学位申請予定学位論文目録（別記様式－後予5）	1部
⑦ 核となる論文の別刷又はコピー	各5部
⑧ 履歴書（別記様式－後予6）	1部
⑨ 承諾書（別記様式－後予7）	各1部
⑩ その他予備審査の参考となる資料がある場合	各1部

- \* 学位申請予定学位論文目録は、自分が執筆した下記の1)～2)に該当する論文のリストである。学位申請予定学位論文目録は「Iの3(19頁)」を参照のうえ作成する。

- 1) 査読制度のある学術雑誌に公表又は採録が決定された査読付き論文
- 2) 査読制度のある国際会議録に公表又は採録が決定された査読付き論文

- \* 学位論文の核となる論文が査読付きであることがわかる書類を用意し、上記の審査書類に添付する。未掲載の場合、採録を証明する書類を添付する。

## (6) 予備審査の方法

- 1) 予備審査は、学位申請予定学位論文ごとに設置される学位論文予備審査委員会が行い、1年以内に可否を判定する。
- 2) 申請者は、論文発表会で学位申請予定学位論文の主要な点について発表を行う。
- 3) 学位論文予備審査委員会では、下記の点を確認し、予備審査報告書に明記する。
  - ・「学位論文の核となる論文」の査読制度について
  - ・承諾書の内容
  - ・題目変更の可能性

## (7) 学位論文審査の申請

学位申請予定学位論文が予備審査に合格した場合、学位論文審査を申請できる。学位論文の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて毎月あらかじめ指定された日に、研究科長に審査を願い出る。

- \* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務

① 学位論文審査願（別記様式－後1）	1部
② 学位論文	5部

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ③ 学位論文概要〔日本語〕(別記様式―後2)       | 1部  |
| ④ 学位論文概要〔英語〕(別記様式―後3)        | 1部  |
| ⑤ 学位論文目録(別記様式―後4)            | 1部  |
| ⑥ 核となる論文の別刷又はコピー             | 各2部 |
| ⑦ インターネット公表に関する申出書(別記様式―後10) | 1部  |
| ⑧ 論文公正に関する報告書(別記様式―後13)      | 1部  |

## (8) 論文審査の方法

論文は、科外有識者(学内の他研究科の教員、他大学の大学院担当教員、研究機関等の研究者)1名以上と正副研究指導担当教員を含む5人又は6人からなる学位論文審査委員会によって、学位論文としてふさわしいかどうか審査される。論文審査は、予備審査で厳密なチェックを受けたことを前提に、短期間で「合格」か「不合格」を判定する場であり、「論文の書き直し」や「修正条件がついた合格」は認めず、論文に大幅な書き直しが必要な場合は「不合格」と判定する。

- ① 学位論文ごとに設置される学位論文審査委員会が論文を審査する。
- ② 公開による最終発表会を行う。発表は質疑応答を含めて60分程度とする。
- ③ 最終発表会の日時は10日前までに公示する。
- ④ 最終発表会後に最終試験を行う。最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、口述又は筆記で行う。試験は非公開で60分以上とする。

## (9) 学位授与

学位論文審査に合格した者に学位を授与する。学位授与日は研究科運営委員会で合格と判定された月の末日となる。

学位授与日までに恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用CD1枚を提出する。これが提出されない場合は学位授与が保留となる。

## (10) 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に論文の全文をインターネットにより公表しなければならない。

なお、出版刊行予定や多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載予定等の「やむを得ない事由」によりインターネット公表に支障がある場合は、申出書にもとづき、研究科運営委員会がインターネット公表の適否を判断する。承認された場合は、内規に定める承認書と併せて、承認期間を明記した「図書館情報メディア研究科における学位論文インターネット公表猶予に関する回答書」(様式1)を交付する。ここで承認される期間は、学位取得日から起算して1年を経過後の年度末までとする。

公表できない事由が解消した時点で速やかに「インターネット公表猶予事由解消届」(様式2)を提出する。

また、承認された公表猶予期間内に猶予事由が解消しない場合は、当該年度の2月末日までに「インターネット公表猶予延長願」(様式3)を提出するものとし、提出が無い場合は、翌年度の4月1日をもって学位論文の全文を公開する。

「インターネット公表猶予延長願」(様式3)が提出された場合は、最大で1年間の更なる延長の可否を審議し、結果を(様式1)で交付する。ただし、公表を猶予できる期間は、最大で学位

取得日から起算して3年を経過後の年度末までとする。

インターネット公表猶予の可否にかかわらず、恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用CDは学位授与日までに提出する。

また、研究科運営委員会がインターネット公表について「やむを得ない事由」に相当すると承認した場合には、全文公表に代えて公表する論文の要約を入れたCDも併せて提出する。猶予期間は論文の全文に代えて論文内容の要約を公表する。ただし、この場合においても、本学に対して論文全文の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

また、学位論文の公表を可と申し出た場合であっても、公表予定日の2か月前までであれば、「インターネット公表に関する申出書」によって、公表の猶予を申し出ることができる。猶予の可否は直近に開催される研究科運営委員会で審議する。なお、既に公開された学位論文は、その公開を取りやめることはできない。

#### (11) 注意

虚偽の申請、論文の盗作などが発覚した場合、予備審査及び学位論文審査は中止となる。学位授与後に発覚した場合は、学位取り消しとなる。どちらも懲戒処分の対象となる。

### 3 博士の学位（論文博士による学位）

#### （1）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学位は、図書館情報学又は情報学分野において、それぞれ定められた能力を有することが最終試験において認定された者に授与される。本研究科で授与される博士の学位は図書館情報学又は情報学である。

#### （2）学位論文の条件

論文博士においては、学位論文は当該研究分野で自立した研究者であることの証左であり、独創的研究によって、当該研究分野の学術水準に新たな知見を加えた論文であることが求められる。このため、本博士後期課程では、博士の学位が授与されるために、英語もしくは日本語による単著の学位論文の提出を義務付け、その学位論文には適切な研究方法を用いた新たな知見の記述を求めている。なお、論文博士の学位論文は査読制度のある学術雑誌に掲載された3本以上の論文をもとにまとめることを条件としている。

#### （3）学位論文審査を受けるための条件

- 1) 本博士後期課程の研究指導担当教員に世話人教員になってもらうこと
- 2) 予備審査に合格していること

#### （4）予備審査の申請要件

予備審査を受けるためには、次の要件を満たしていなければならない。

学位論文の核となる論文3本以上が査読制度のある学術雑誌に掲載又は掲載予定として受理されていること（学位論文の核となる論文は、申請者の単著又は主たる著者であるフルペーパーに相当する査読付き論文とする）。

本博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したものが再入学せず、退学後2年以内に申請する場合は、学位論文の核となる論文2本以上が、査読制度のある学術雑誌に掲載又は掲載予定として受理されていること。ただしこの場合、中間発表を終了していること。

- \* 本博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したものが再入学せず、退学後2年以内に申請する場合、学位論文の核となる論文のうち1本については、査読付き国際会議論文や査読付き紀要論文等で可とする。
- \* 査読制度のある学術雑誌であっても、IBM Journal などの単一組織の機関誌に掲載された論文は査読付き紀要論文相当とする。
- \* 学術雑誌に掲載された論文であっても、「解説」は学位論文の核となる論文に含めることはできない。
- \* 核となる論文の言語は英語もしくは日本語とする。

#### （5）予備審査

予備審査は、学位論文の審査に先立って、世話人教員を含む5人からなる学位論文予備審査委員会により、論文が学位論文にふさわしいかを検討する場である。予備審査の過程で、申請者は指摘された問題点を踏まえて論文の修正を行う。この修正によって、学位論文としてふさわしい水準に達したと認められた場合に合格と判定される。合格者は、判定後すみやかに学位論文の審

査を申請する。

予備審査は無料とし、論文博士としての予備審査申請は、1回に限る。

- \* 研究科運営委員会が予備審査合格を認定した日から3か月以内に本審査の申請を行わない場合は、合格を無効とする。
- \* 博士後期課程在学中に研究科運営委員会が予備審査合格を認定し、その後退学した場合において、認定した日から3か月以内に論文博士の本審査を申請した場合は、研究科運営委員会において承認のうえ、論文博士での予備審査に代えることができる。

学位論文の予備審査を受けようとする者は、次の書類を添えて、毎月あらかじめ指定された日に、研究科長に審査を願い出る。

\* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務

① 予備審査願（別記様式－後予2）	1部
② 学位申請予定学位論文	5部
③ 学位申請予定学位論文の概要〔日本語〕（別記様式－後予3） 又は学位申請予定学位論文の概要〔英語〕（別記様式－後予4）	1部
④ 学位申請予定学位論文目録（別記様式－後予5）	1部
⑤ 核となる論文の別刷又はコピー	各5部
⑥ 履歴書（別記様式－後予6）	1部
⑦ 承諾書（別記様式－後予7）	各1部
⑧ 学位申請予定論文確認書（別記様式－後予8）	1部
⑨ その他予備審査の参考となる資料がある場合	各1部

\* 学位申請予定学位論文目録は、自分が執筆した下記の1)～2)に該当する論文のリストである。学位申請予定学位論文目録は「Iの3(19頁)」を参照のうえ作成する。

- 1) 査読制度のある学術雑誌に公表又は採録が決定された査読付き論文
- 2) 査読制度のある国際会議録に公表又は採録が決定された査読付き論文

\* 学位論文の核となる論文が査読付きであることがわかる書類を用意し、上記の審査書類に添付する。未掲載の場合、採録を証明する書類を添付する。

## (6) 予備審査の方法

- 1) 予備審査は、学位申請予定学位論文ごとに設置される学位論文予備審査委員会が行い、1年以内に合否を判定する。
- 2) 申請者は、論文発表会で学位申請予定学位論文の主要な点について発表を行う。
- 3) 学位論文予備審査委員会では、下記の点を確認し、予備審査報告書に明記する。
  - ・「学位論文の核となる論文」の査読制度について
  - ・ 承諾書の内容
  - ・ 査読付き論文としての代替可能性（該当者のみ）
  - ・ 題目変更の可能性

## (7) 学位論文審査の申請

学位申請予定学位論文が予備審査に合格した場合、学位論文審査を申請できる。学位論文の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類に学位論文審査手数料(57,000円)を払い込んだ郵便



振替払込受付証明書を添付した払込票貼付台紙を添えて、毎月あらかじめ指定された日に、学長に願出する。なお、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について10単位以上修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

- \* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務
- \* 審査手数料を払い込む際の払込取扱票（払込通知書）は、大学院教務にて入手する。

① 学位申請書（別記様式－後5）	1部
② 学位論文	5部
③ 学位論文概要〔日本語〕（別記様式－後6）	1部
④ 学位論文概要〔英語〕（別記様式－後7）	1部
⑤ 学位論文目録（別記様式－後8）	1部
⑥ 研究業績書（別記様式－後9）	1部
⑦ 核となる論文の別刷又はコピー	各2部
⑧ インターネット公表に関する申出書（別記様式－後10）	1部
⑨ 論文公正に関する報告書（別記様式－後14）	1部
⑩ 学位申請予定学位論文に関する申出書（別記様式－後12）	1部

- \* 博士後期課程在学中での予備審査合格を論文博士での予備審査に代える場合

## （8）論文審査の方法

論文は、科外有識者（学内の他研究科の教員、他大学の大学院担当教員、研究機関等の研究者）1名以上と世話人教員を含む5人又は6人からなる学位論文審査委員会によって、学位論文としてふさわしいかが審査される。論文審査は、予備審査で厳密なチェックを受けたことを前提に、短期間で「合格」か「不合格」を判定する場であり、「論文の書き直し」や「修正条件がついた合格」は認めず、論文に大幅な書き直しが必要な場合は「不合格」と判定する。

- 1) 学位論文ごとに設置される学位論文審査委員会が論文を審査する。
- 2) 公開による最終発表会を行う。発表は質疑応答を含めて60分程度とする。
- 3) 最終発表会の日時は10日前までに公示する。
- 4) 最終発表会後に学力の確認を行う。学力の確認は、学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、口述又は筆記で行う。試験は非公開で60分以上とする。博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について10単位以上修得して退学した者が、退学後2年以内に論文の審査を受ける場合は、外国語については学力の確認を免除できる。

## （9）学位授与

学位論文審査に合格した者に学位を授与する。学位授与日は研究科運営委員会で合格と判定された月の末日となる（ただし、3月の学位授与は2月の研究科運営委員会における審議を最終判定日とする）。

学位授与日までに恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用CD1枚を提出する。これが提出されない場合は学位授与が保留となる。

## （10）学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に論文の全文をインターネ

ットにより公表しなければならない。

なお、出版刊行予定や多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載予定等の「やむを得ない事由」によりインターネット公表に支障がある場合は、申出書にもとづき、研究科運営委員会がインターネット公表の適否を判断し、承認された場合は、内規に定める承認書と併せて、承認期間を明記した「図書館情報メディア研究科における学位論文インターネット公表猶予に関する回答書」（様式1）を交付する。ここで承認される期間は、学位取得日から起算して1年を経過後の年度末までとする。

公表できない事由が解消した時点で速やかに「インターネット公表猶予事由解消届」（様式2）を提出する。

また、承認された公表猶予期間内に猶予事由が解消しない場合は、当該年度の2月末日までに「インターネット公表猶予延長願」（様式3）を提出するものとし、提出が無い場合は、翌年度の4月1日をもって学位論文の全文を公開する。

「インターネット公表猶予延長願」（様式3）が提出された場合は、最大で1年間の更なる延長の可否を審議し、結果を（様式1）で交付する。ただし、公表を猶予できる期間は、最大で学位取得日から起算して3年を経過後の年度末までとする。

インターネット公表猶予の可否にかかわらず、恒久保存用学位論文を保存したインターネット公表用CDは学位授与日までに提出する。

また、研究科運営委員会がインターネット公表について「やむを得ない事由」に相当すると承認した場合には、全文公表に代えて公表する論文の要約を入れたCDも併せて提出する。

猶予期間は論文の全文に代えて論文内容の要約を公表する。ただし、この場合においても、本学に対して論文全文の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

また、学位論文の公表を可と申し出た場合であっても、公表予定日の2か月前までであれば、「インターネット公表に関する申出書」によって、公表の猶予を申し出ることができる。猶予の可否は直近に開催される研究科運営委員会で審議する。なお、既に公開された学位論文は、その公開を取りやめることはできない。

### （11）注意

虚偽の申請、論文の盗作などが発覚した場合、予備審査及び学位論文審査は中止となる。学位授与後に発覚した場合は、学位取り消しとなる。どちらも懲戒処分の対象となる。

# 学位論文等 作成要領

## I 予備審査の場合

### 1 学位申請予定学位論文

#### 1.1 論文の様式

- (1) A4 縦判、横書き、プリンター出力（片面・両面のどちらでも可）
- (2) 学位申請予定学位論文は以下の構成とする（\*はなくともよい）：
  - ①表紙
  - ②標題紙（日本語又は英語）
  - ③概要（日本語）又は Abstract（英語）
  - ④目次
  - ⑤図表の目次\*
  - ⑥本論（結論を含む）
  - ⑦謝辞\*
  - ⑧文献リスト
  - ⑨全研究業績のリスト
  - ⑩付録\*

#### 1.2 表紙等の書式

- (3) 下図の書式に従って、表紙、標題紙を作成する
- (4) 学位取得予定年月を西暦で記入する
- (5) 氏名は TWINS 登録の表記とする

《表紙》

論文題目
20XX年XX月
氏名

《標題紙》

論文題目

筑波大学  
図書館情報メディア研究科  
20XX年XX月

氏名



**Example of Title Page**

**Title**

**Name**

**Graduate School of Library, Information and Media Studies**

**University of Tsukuba**

**Month 20XX**



## 2 学位申請予定学位論文の概要

A4判用紙を用いて、4,000字程度の日本語の概要（別記様式－後予3）又は1,200語程度の英語の概要（別記様式－後予4）のいずれかを所定の様式に従って作成する。

## 3 学位申請予定学位論文目録

### 3.1 【論文題目】

学位申請予定学位論文の題目を記入する。英文の題目には（ ）を付して和文題目を、日本語の題目には（ ）を付して英文題目を記入する。

### 3.2 【学位論文の核となる論文】

学位論文の核となる論文2本以上を下記1)～2)の区分に分けて記入する。

1)～2)の区分名を記載し、該当論文がない場合は「なし」と記入する。

核となる論文は、原則として下記の記載方法に従い記入すること。

（但し、記載方法に従い難しい場合は、別刷又はそのコピーの表記に従って巻号などを記す。）

著者全員を記載し、学位申請者の氏名に下線を付す。

（単著の場合は、学位申請者の氏名に下線は不要。）

核となる論文の査読制度の仕組みが判断できる書類を添付する。

- 1) 査読制度のある学術雑誌
- 2) 査読制度のある国際会議録

#### 【記載方法】

- 1) 査読制度のある学術雑誌

[例1] 筑波太郎, 土浦花子, 「○○○○・・・に関する研究」, 日本○○○○学会誌, Vol. 2, No. 3, 2016, pp. 234-240. (もしくは 第2巻, 第3号, 2016, pp. 234-240.)

[例2] 筑波太郎, 「○○○○・・・に関する研究」, 日本○○○○学会誌, (投稿中).

(※予備審査終了時までには、掲載予定として受理された論文であること。)

[例3] 筑波太郎, 「○○○○・・・に関する研究」, 日本○○○○学会誌, Vol. 4, No. 5, 2017 (採録決定). ※採録決定が判断できる通知文等を添付すること。

- 2) 査読制度のある国際会議録

[例4] Taro Tsukuba and Hanako Tsuchiura, "A Frequency Domain Repetitive Control Algorithm for Robot Manipulators", Proc. of the 2nd Motion and Vibration Control Conf., Yokohama, Aug 2016, pp. 12-20.

[例5] Taro Tsukuba and Hanako Tsuchiura, "An Algorithm for Robot Manipulators", Proc. of the 3rd Motion and Vibration Control Conf., New York, Jul 2017 (in press).

## 4 核となる論文の別刷又はコピー

別刷又はコピーに加えて、投稿規定など、核となる論文が査読付き論文であると判定できる書類を用意し、審査書類に添付する。

## 5 履歴書

氏名欄の記載に基づき、学位記を作成するため、氏名を和英併記ではっきりと記入する。

## 6 承諾書

学位申請予定学位論文の核となる論文が共同研究の場合、論文ごとに、共同研究者全員の承諾書（別記様式－後予7）を提出する。

## II 学位論文審査の場合

### 1 学位論文

#### 1.1 論文の様式

(1) A4縦判、横書き、プリンター出力（片面・両面のどちらでも可）

(2) 学位論文は以下の構成とする（\*はなくともよい）：

- ① 表紙
- ② 標題紙（日本語又は英語）
- ③ 概要（日本語・題目を含める）  
※英語プログラム生については不要
- ④ Abstract（英語・題目を含める）
- ⑤ 目次
- ⑥ 図表の目次\*
- ⑦ 本論（結論を含む）
- ⑧ 謝辞\*
- ⑨ 文献リスト
- ⑩ 全研究業績のリスト
- ⑪ 付録\*

#### 1.2 表紙等の書式

学位申請予定学位論文と同様である（15～18頁参照）

### 2 学位論文の概要

A4判用紙を用いて、4,000字程度の日本語の概要（別記様式－後2）及び1,200語程度の英語の概要（別記様式－後3）の両方を作成する。

ただし、英語プログラム生については英語の概要のみとする。

### 3 学位論文目録

#### 3.1 【論文題目】

学位論文の題目を記入する。英文の題目には（ ）を付して和文題目を、日本語の題目には（ ）を付して英文題目を記入する。

#### 3.2 【印刷公表の方法及び時期】

[例1] 学位取得後、インターネットにより公表する。

[例2] ○○月に単行本としてXX出版より出版予定である。

### 3.3 【学位論文の核となる論文】

学位論文の核となる論文2本以上を下記1)～2)の区分に分けて記入する。

1)～2)の区分名を記載し、該当論文がない場合は「なし」と記入する。

核となる論文は、原則として下記の記載方法に従い記入すること。

(但し、記載方法に従い難しい場合は、別刷又はそのコピーの表記に従って巻号などを記す。)

著者全員を記載し、学位申請者の氏名に下線を付す。

(単著の場合は、学位申請者の氏名に下線は不要。)

- 1) 査読制度のある学術雑誌
- 2) 査読制度のある国際会議録

#### 【記載方法】

- 1) 査読制度のある学術雑誌

[例1] 筑波太郎, 土浦花子, 「○○○○・・・に関する研究」, 日本○○○○学会誌, Vol. 2, No. 3, 2016, pp. 234-240. (もしくは 第2巻, 第3号, 2016, pp. 234-240.)

[例2] 筑波太郎, 「○○○○・・・に関する研究」, 日本○○○○学会誌, Vol. 4, No. 5, 2017 (採録決定). ※採録決定が判断できる通知文等を添付する。

- 2) 査読制度のある国際会議録

[例3] Taro Tsukuba and Hanako Tsuchiura, “A Frequency Domain Repetitive Control Algorithm for Robot Manipulators”, Proc. of the 2nd Motion and Vibration Control Conf., Yokohama, Aug 2016, pp. 12-20.

[例4] Taro Tsukuba and Hanako Tsuchiura, “An Algorithm for Robot Manipulators”, Proc. of the 3rd Motion and Vibration Control Conf., New York, Jul 2017 (in press).

## 4 インターネット公表に関する申出書

「公表に支障がある」場合には、研究指導担当教員又は世話人教員に相談のうえ、了承を得る。公表できない理由は詳細に記入する。やむを得ない事由の解消(予定)時期は学位取得日から起算して3年を経過後の年度末までとする。

## 5 論文公正に関する報告書

学位論文提出者は、研究指導担当教員とともに、論文剽窃チェックツール「iThenticate」を用いて確認し、「論文公正に関する報告書」に両者の氏名を署名又は記名押印で報告する。

また、学位論文発表会で論文に修正が生じた場合は、論文剽窃チェックツール「iThenticate」により再度確認し、改めて「論文公正に関する報告書」を提出する。(軽微な修正の場合は再提出を要さない。再提出が必要かは、学位論文審査委員会の判断による。)

### Ⅲ インターネット公表用の学位論文の提出

#### 1 学位論文

##### 1.1 論文の様式

- (1) A4 縦判、横書き、
- (2) 学位論文は以下の構成とする（\*はなくともよい）：
  - ① 標題紙（日本語又は英語）
  - ② 概要（日本語・題目を含める）  
※英語プログラム生については不要
  - ③ Abstract（英語・題目を含める）
  - ④ 目次
  - ⑤ 図表の目次\*
  - ⑥ 本論（結論を含む）
  - ⑦ 謝辞\*
  - ⑧ 文献リスト
  - ⑨ 全研究業績のリスト
  - ⑩ 付録\*

##### 1.2 標題紙の書式

学位申請予定学位論文と同様である（16頁参照）

#### 2 インターネット公表用の学位論文の取扱い

上記の学位論文の全文を PDF ファイルとしてコンパクトディスク（CD）に収めて提出すること。CD メディアは大学院教務で支給する。CD ケース及び CD には、下図を参照して論文題目、所属、氏名等を記載する。

また、「やむを得ない事由」を申し出て、研究科の承認が得られた者については、上述した CD と併せ、学位論文の要約版の PDF ファイル（別の CD 1 枚）も提出する。

<論文題目等の記載例>

筑波大学審査学位論文（博士）

論文題目：□□□□□□□□□□□□□□□□  
(英文の題目には和文題目も記入する。)

□□□□□研究科 □□□□□専攻  
氏名□□□□□□□□

- \* 提出部数：インターネット公表用 CD 1 枚  
学位論文の要約版 CD 1 枚（該当者のみ）
- \* 提出先：図書館情報エリア支援室大学院教務
- \* 提出期限：学位授与日

インターネット公表用 CD が未提出の場合、学位授与は保留となる。

### 3 公表

博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、学位論文の全文をインターネットにより公表しなければならない。

提出されたインターネット公表用CDは、本学担当部局においてとりまとめ、その後、本学附属図書館における手続きを経て、機関リポジトリによるインターネット公表を行う。当該公表データは国立国会図書館に自動収集される。

なお、「やむを得ない事由」により、学位論文の要約版をインターネット公表する場合であっても、本学附属図書館においては学位論文の全文を閲覧することは可能である。

また、「やむを得ない事由」が解消された場合には、直ちに学位論文の全文をインターネットにて公表する。

#### IV 恒久保存用学位論文を製本する場合の様式

恒久保存用学位論文の製本版の提出は要しないが、個人的に製本する場合には、次により作成する。

##### 1 学位論文製本版

(1) A4 縦判、横書き、プリンター出力（片面・両面のどちらでも可）

(2) 学位論文製本版は以下の構成とする（\*はなくともよい）：

- ① 表紙（(3)を参照）
- ② 標題紙（日本語又は英語）
- ③ 概要（日本語・題目を含める）
- ④ Abstract（英語・題目を含める）
- ⑤ 目次
- ⑥ 図表の目次\*
- ⑦ 本論（結論を含む）
- ⑧ 謝辞\*
- ⑨ 文献リスト
- ⑩ 全研究業績のリスト
- ⑪ 付録\*

(3) 黒の堅紙を使用し、以下に示す金文字を入れる。





